災害時要援護者を登

高 齢者や障害者を 災害から守ります

このマニュアルに基づき、「災害時要援護者登録申請」の受付 を始めます。 町では、 災害時要援護者支援マニュアルを策定しました。

域の支援を受けられるようにするために、 情報を町に登録するものです。 活の中で周りからの支援を必要とする方が、災害時などに地 この申請は、ひとり暮らし高齢者や障害者など、普段の生 あらかじめ個人の

災害時要援護者とは

移動や情報の収受が難しく避難 する方とします。 要となる方で、次の基準に該当 するために何らかの手助けが必 災害が発生した場合に自力での 災害時要援護者とは、地震等

> ※登録対象者に該当しない高齢 ⑨その他支援が必要な方 る人は、ご相談ください。 時に周りの人の助けを希望す などの支援が困難なため非常 者や障害者等の方でも、家族

登録申請の方法について

登録を希望する方は、支援を

①ひとり暮らし高齢者(75歳以

登録対象者

場合は、災害時要援護者登録名 受けるために必要な個人情報を 場福祉課・子育て介護課・防災 隣住民)等に提供することに同 民生児童委員)や地域支援者(近 自主防災組織・自治会・町内会・ 関係支援団体(消防署·消防団 援護者支援マニュアルは、 簿申請書を提出してください。 意する方とします。 登録をする この申請書を含めた災害時要

⑤知的障害(児)者(療育手帳

Α

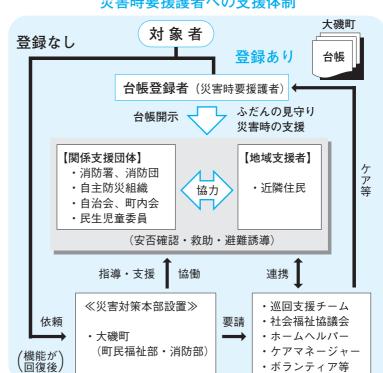
手帳3級以上)

判定(A1、

A 2

④身体障害(児)者(身体障害者 ③高齢者のみの世帯(75歳以上) ②寝たきり高齢者(65歳以上)

災害時要援護者への支援体制



町ホームページからもダウンロ センターで配布をします。また、 ードできます。 対策担当、 国府支所、 障害福祉

時要援護者支援マニュアルを送 り暮らし高齢者、寝たきり高齢 付します。 (児)者に該当する方には、災害 なお、町が把握しているひと 身体障害(児)者、 知的障害

住所、氏名、電話番号、

登録名簿台帳を整備します

要援護者登録台帳」を作成し、 方々の情報を集約した「災害時 町では、申請書を提出された

8人工透析患者 7難病患者 ⑥精神障害者

> 万一災害が発生したときに役立 情報提供します。この台帳は、 関係支援団体や地域支援者等に ててまいります。

> > 町内に

◎問い合わせ(提出先)

- 防災対策担当 四内線269
- 障害者福祉センター
- 子育て介護課 四内線316 73 4 5 3 0

なお、情報提供する内容は、 緊急時の連絡先等となりま 自治会 厚

ます。 ②保健師·看護師等有 ③資格はないが、 ①医師・歯科医師・薬 ものです。 力をお願いいたしま 理し、災害時に救護所 はじめ、多くの方の協 スタッフが必要となり な運営のために多くの が、救護所のスムーズ 療救護活動を行います ▼募集対象者 への参集をお願いする ては台帳に登録し、個 会等の協力のもと、 人情報として厳重に管 資格者 剤師 資格をお持ちの方を 活動に協力いただけ 居住する次の方 応募された方につ

◎問い合わせ・申込み

救護

子育て介護課

四内線309

町では地震、

風水害

医

す。医師会、歯科医師 校の二箇所に開設しま 生した場合に救護所を 等で多数の被災者が発

大磯小学校と国府小学